

離婚届

補記事項 ☐あり ☐なし

記載例

令和 7 年 3 月 1 日届出

足立区 長 殿

受理 令和 年 月 日				
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

住所を定めた年月日

離婚届出時点で、住民登録している住所を記入してください。

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

裁判所が関与しない離婚は、「協働離婚」になります。

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

夫	妻
☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ 健 ☐ 無 ☐ その他	☐ 有 ☐ 無 ☐ 要 ☐ 不要
通知	

(1) 氏名	夫 あだち みほんたろう 氏 名 足 立 見本太郎	妻 あだち みほんはなこ 氏 名 足 立 見本花子
生年月日	平成 2 年 5 月 5 日	平成 3 年 3 月 3 日
(2) 住所	東京都足立区中央本町 一丁目 17 番 1 号 世帯主の氏名 足立 見本太郎	東京都足立区千住 五丁目 5 番 55 号 世帯主の氏名 甲野 見本和夫
(3) 本籍	東京都足立区中央本町一丁目 17 筆頭者の氏名 足立 見本太郎	東京都足立区千住 筆頭者の氏名 甲野 見本和夫
(4) 父母及び養父母の氏名	夫の父 足立 見本昭治 母 見本純子 養父 足立 見本道雄 養母 見本夏子	妻の父 甲野 見本和夫 母 見本雅子 養父 養母
(5) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	
(6) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻 ☐ は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる	
(7) 未成年の子の氏名	東京都足立区 千住五丁目5 番地 番 筆頭者の氏名 甲野 見本花子	
(8) 同居の期間	平成 29 年 10 月 から 令和 3 年 6 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(9) 別居する前の住所	東京都足立区 千住五丁目5 番地 番 55 号	
(10) 別居する前の世帯のおもな仕事	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5人未満) ☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5人未満) ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和7年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(11) 夫妻の職業	夫の職業 02	妻の職業 03
(12) 届出人署名	夫 足立 見本太郎 印	妻 足立 見本花子 印
(13) 事件番号		
(14) 屋間連絡のとれる電話番号	090(12××)5600	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

そのほかに必要なもの
調停離婚のとき → 調停調書の謄本

裁判所が関与しない協議離婚の場合には、成年者2名(親族等でも可)の署名が必要です(押印は任意です)。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	足立 見本昭治 印	甲野 見本和夫 印
生年月日	昭和 40 年 1 月 15 日	昭和 42 年 2 月 22 日
住 所	東京都足立区千住 一丁目 4 番 18 号	東京都足立区千住 五丁目 5 番 55 号
本 籍	東京都足立区千住 一丁目 50 番地 番	東京都葛飾区立石 五丁目 15 番地 番

- ◎ 証人欄は、2名の成年の方が氏名を自署してください。
 - ◎ 戸籍の届出に伴い、住所や世帯主を変える場合は、住民異動届(住所や世帯主などの変更届)の手続きが必要となります。
- なお、就業時間以外(祝日、土曜、日曜(休日開庁日を除く)等)は、住民異動届の受付ができませんので、後日の届出をお願いします。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

※今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しなくても構いません。

婚姻の際に氏が変わった方が婚姻前の氏を称する場合、婚姻前の戸籍に戻るか新戸籍を作るか選択し、選択した本籍を記入してください。
離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合には、この欄を空欄にし、離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」の届出が必要です。

夫婦の間に未成年の子がいる場合には、離婚後の親権者を定める必要があります。親権を行う方の欄(夫または妻のどちらかに)、子の氏名を記入してください。
※なお、離婚届によって、お子さんの戸籍が変動することはありません。(裏面「離婚届出に関するQ&A」のQ.4参照)

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。

□まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法: □公正証書 □それ以外

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

国勢調査実施年の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に届出をされる方は、別紙の「職業・産業例示表」を参照して、番号が職業分類名を記入してください。

協議離婚の届出人は、夫と妻の2人です。必ず本人が署名してください(押印は任意です)。

屋間連絡のとれる電話番号をご記入ください。

連絡先
携帯
電話